

令和2年4月18日現在

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応方針

国の全都道府県への緊急事態宣言、県の緊急事態措置が発出されたことを受け、栃木市においても非常事態宣言を発出いたしました。

こうした状況下において、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を更に推進するため、5月6日（水）までの間、以下の方針により運営するものとします。

1、イベント等の開催について

開催規模、開催場所等に関わらず、イベントについては原則、中止とする。

2、市有施設の開館について

原則、すべて休館または一般利用を休止とする。

3、学校の休業について

市内小中学校の臨時休業を延長する。（4/21 正式決定）

4、学童保育及び保育所等の利用について

保護者の就労状況等により、家庭での保育が困難な場合に限り受入れる。

※関係団体、民間等が実施するイベント等については、本方針を参考としていただく。

※新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

問合せ先
新型コロナウイルス感染症対策室
担当 小島
電話 0282-21-2147

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する

学童保育の対応方針について

1. 経過と対応方針

現在、小学校の臨時休業期間において8時から18時（延長保育を行う学童は19時）まで学童保育施設で児童の預かりを実施しています。小学校臨時休校の趣旨を踏まえ、可能な限り家庭でお過ごしいただくことをお願いしているところですが、4/13（月）からの臨時休業開始以降、学童保育の利用率は減少傾向であるものの、全体で40%を超える状況が続いております。

現在調整している学校の臨時休業延長を踏まえ、今後の学童保育の利用について、1年生から3年生までの児童で、保護者の就業状況など以下に掲げる特別な事情がある場合の児童に限り受け入れることで、児童の安全確保と感染拡大防止に努めます。

2. 特別な事情について

近隣に親族等で児童の保育を頼める人がおらず次のいずれかに該当する場合

- ① 保護者が医療従事者の場合
- ② 保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な場合（保育・高齢者・障がい者施設、消防、警察、ライフライン業務等）
- ③ ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
- ④ 児童に障がいがあるなど家で過ごすことが難しい場合
- ⑤ その他特別な理由がある場合

例. 保護者自身の疾病などにより、家庭での保育が困難である
看護や介護を要する人が居て、家庭での保育が困難である など

3. スケジュール

- 4月20日（月） 保護者通知
- 4月20日（月）～22日（水） 申請書受付
- 4月27日（月）～上記対応開始

4. 保護者への通知について

市のホームページ及び各学童施設にて申込書配布

問い合わせ先
こども未来部 子育て支援課
学童保育係
電話番号 0282-21-2223

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する認可教育・保育施設の 市の対応方針について

保育所等の園児について、家庭保育が可能な場合は、利用の自粛をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染が拡大している現状を鑑み、更なる園児、保護者及び職員の安全確保や感染拡大防止のため、限定して受け入れる特別保育に移行することとし、事業者及び保護者に要請を行います。

特別保育の内容は、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な者など家庭での保育が困難な場合に限り、保護者からの申請により保育を行います。

特別保育の要否については、各施設で判断します。

また、各施設には、家庭で保育を行う保護者を支援するため、電話、メール等での育児・健康相談等の実施を要請します。

1 対象施設について

認可の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所

2 特別保育実施期間について

令和2年4月27日（月）～5月6日（水）（日曜日・祝日を除く。）

※期間については、今後の状況により延長します。

3 特別保育の手続きについて

4月20日（月） 施設へ要請

4月20日（月）～24日（金） 保護者通知、申請書受付

4月27日（月） 特別保育開始

4 保育料等の減免について

特別保育実施期間において、月毎に登園日数で日割り計算により、保育料及び副食費を減免します。

(1) 保育料

0歳児から2歳児クラスの保育料

(2) 副食費

実費徴収している3歳児から5歳児クラスの副食費

5 保護者への周知について

市ホームページ及び保護者宛て通知により対応します。